

産前産後期間の国民健康保険料免除制度が始まりました!

令和5年11月1日以降に出産予定の(または出産された)国民健康保険被保険者の方を対象に、令和6年1月分からの保険料(所得割と均等割)について、出産予定月(または出産月)の前月から、4か月相当分(*)が減額されます。 ※単胎妊娠の方は4か月間、多胎妊娠の方は6か月間が免除の対象期間となります。

	4か月前	3か月前	2か月前	1か月前	1か月後	2か月後	3か月後
単胎妊娠の方				出産(予定)月			
多胎妊娠の方				出産(予定)月			

<届出に必要な書類> ①産前産後期間に係る保険料軽減届出書

出産予定日の6か月前から届出ができます。

- ②本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)
③母子健康手帳

その他の減免制度についてはこちら▶



おたずね/保険年金課 ☎21-6984

ご存じですか? 障がい者福祉タクシー制度

障がい者福祉タクシー制度とは

出雲市在住で在宅生活をしている障がいのある方、常時車いすやストレッチャーを利用している方の日常生活における外出支援のために、福祉タクシー券を交付します。(どこへ出かける時でも使えます。)

交付対象

●対象者

- ・市内在住、在宅生活であること(施設入所、3か月以上の入院は対象となりません。)
- ・本人及び配偶者の住民税が非課税(18歳未満は世帯非課税)または生活保護受給者
- ※上記条件に加えて、障がい者手帳の所持等、次のいずれかに該当する方

○一般用の方(500円×36枚交付)

- ・身体障がい者手帳1、2級の方(うち、視覚障がいは72枚)
- ・療育手帳A、Bの方
- ・精神障がい者保健福祉手帳1、2級の方

○常時、車いすを利用する方(500円×72枚交付)

- ・身体障がい者手帳1、2級で、障がい種別が肢体不自由の方
- ・要介護3～5の方
- ・手帳や要介護の条件に該当しない場合、「医師の意見書」が必要

○常時、ストレッチャーを利用する方(500円×144枚交付)

- ・身体障がい者手帳1、2級で、障がい種別が肢体不自由の方
- ・要介護4～5の方
- ・手帳や要介護の条件に該当しない場合、「医師の意見書」が必要

●申請場所

- ・市役所 福祉推進課
- ・各行政センター 市民サービス課

●申請に必要なもの

- ・障がい等要件が確認できるもの(障がい者手帳または介護保険証)
- ・窓口に来られる方の本人確認書類
- ・「医師の意見書」

※車いす券種、ストレッチャー券種申請者で、手帳や要介護の条件に該当しない場合必要
※申請に来られる方が本人または同一世帯員以外の場合は、申請書に委任事項の記入が必要となります。

※申請書は、窓口で用意しています。
市のホームページからもダウンロードできます。

申請方法

出雲市 福祉タクシー 🔍



おたずね/福祉推進課 ☎21-6959 FAX 21-6598

手話をやってみよう!

今月は、「大丈夫」です。

ぜひやってみてください!

出雲市 YouTube 公式チャンネルで動画も公開していますので検索してください。

「出雲市 YouTube やさしい手話」で 🔍



4指を軽く曲げた
右手の指先を、
左胸にあててから
右胸にあてる



おたずね/福祉推進課 ☎21-6959 FAX 21-6598

エネルギー・食料品価格等物価高騰低所得世帯 支援給付金のご案内

エネルギー・食料品等の価格が高騰している状況から、特に家計への影響が大きい
住民税非課税世帯の生活を支援するため、給付金を支給します。
詳しくは、市のホームページに掲載していますので、ご確認ください。



出雲市 エネルギー・食料品価格等物価高騰低所得世帯支援給付金 検索

1. 給付額 1世帯あたり7万円

2. 対象世帯及び手続き

対象 令和5年12月1日に、出雲市に住民登録があり、世帯全員の令和5年度住民税均等割が非課税の世帯
(住民税が課税されている別世帯の親族等の被扶養者のみで構成された世帯は除く)

手続 ① 3万円の給付金の支給を受け、世帯状況に変更がない世帯は、1月中旬に支給通知を送付して
います。

振込口座等に変更がない場合、2月上旬に振込予定です。【申請不要】

② 転入世帯や世帯主が変更となった世帯等には、1月下旬以降に、「確認書」を送付します。
必要事項をご記入のうえ、返送してください。

市が確認書を受理した日から、おおむね3～4週間後に支給します。

<受付期間:令和6年4月30日(火)までにご返送ください。>

※低所得者子育て世帯への加算、住民税均等割のみ課税世帯への給付は、詳細が決まり次第、お知らせします。

おたずね／福祉推進課 (エネルギー・食料品価格等物価高騰低所得世帯支援給付金窓口)
☎21-6761 FAX 21-6598 メール fukushi@city.izumo.shimane.jp

令和5年度子育て世帯はぐくみ応援特別給付金のご案内

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている子育て世帯への生活支援を
行うため、出雲市独自の取組として給付金を支給します。
詳しくは、市のホームページに掲載していますので、ご確認ください。



1. 対象児童 生年月日が平成17年4月2日から令和6年4月1日までの児童 (満年齢0歳～18歳)

2. 給付対象者 (所得制限はありません)

(1) 対象児童の主たる養育者 (生計中心者) で、令和6年1月31日時点で市内に住所を有する方

(2) 令和6年2月1日から令和6年4月1日に生まれる児童の主たる養育者で、出生時点で市内に住所を
有する方

3. 給付額 児童1人あたり1万円 (対象児童1人につき1回のみ)

4. 支給方法等

- ・出雲市から児童手当を受給している方で、給付金の支給要件が確認できた方は、児童手当受給口座へ
2月末に振込予定です。【申請不要】
- ・申請が必要と思われる世帯には、2月下旬に申請書を送付する予定です。

〔申請が必要な方の
主な例〕

- ・高校生の児童のみを養育していて児童手当を受給していない方
- ・所得制限により児童手当を受給していない方
- ・所属庁から児童手当を受給している公務員の方 など

おたずね／子ども政策課 (子育て世帯はぐくみ応援特別給付金窓口)
☎21-6644 FAX 21-6413 メール kodomo@city.izumo.shimane.jp